



環 保 第 1 1 9 1 号

平成29年10月2日

一般社団法人沖縄県建築士事務所協会  
会長 野原 勉 殿

沖縄県環境部環境保全課長



石綿含有仕上塗材の除去等作業における石綿飛散防止対策について（通知）

平成29年5月30日付け環水大大発第1705301号にて環境省水・大気環境局大気環境課長より別添のとおり通知があります。

つきましては、貴団体におかれましても、傘下事業者に対し本通知を周知いただくとともに、解体等工事の際には下記の点にご留意願います。

記

- 1 石綿含有仕上塗材について、次の場合は大気汚染防止法施行令第3条の3第1号の「吹付け石綿」に該当するものとして取扱う。
  - (1) 吹付け工法により施工されたことが明らかな場合
  - (2) 吹付け工法により施工されたかどうか不明な場合（工法が不明な場合）
- 2 1の開始日は、平成30年4月1日からとする。

※ 1の開始日までの間、石綿含有仕上塗材（工法によらない。）は沖縄県生活環境保全条例の規制対象となりますので、ご留意願います。
- 3 吹付け以外の工法（ローラー塗り等）で施工されたことが明らかな石綿含有仕上塗材は、平成30年4月1日以降も現状のとおり沖縄県生活環境保全条例の規制対象となる。
- 4 別添通知に記載されている石綿含有仕上塗材の「同等以上の効果を有する措置」の除去工法について、「集じん装置併用手工具ケレン工法」及び「剥離剤併用手工具ケレン工法」については、仕上塗材を完全に除去する場合でも使用可能か環境省に確認中のため、本通知時点において、同工法は、同等以上の効果を有する措置とは取り扱わないこととする。

担当 大気環境班 国吉

TEL：098-866-2236/FAX：098-866-2240

メール：aa038008@pref.okinawa.lg.jp

